

帯広市元気な中心市街地づくり促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、先進的で効果の高い事業を行う意欲的な事業者に対し、その費用の一部を補助することにより、中心市街地の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 帯広市税条例(昭和25年条例第27号)第3条に定める市税の滞納がないこと。
- (2) 帯広市暴力団排除条例(平成25年条例第29号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者(以下「暴力団等」という。)に該当しないこと。
- (3) 事業内容にかかわらず、既に本制度に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 店舗活用型又は非店舗活用型の商業活動であつて、帯広市中心市街地活性化基本計画の目標指標(参考指標を除く。)の達成に恒常的に寄与する先進的で効果の高いものであること。
- (2) 年間50回以上の商業活動を行うこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定めのある営業、社会通念上公序良俗に反する営業、宗教活動又は政治活動に該当しないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、事業開始に当たり必要な経費(店舗改装費、設計費、デザイン委託費、機械購入費、礼金、前家賃1か月分等)とし、事業開始後の運営費(前家賃1か月分以外の家賃、敷金、人件費、光熱水費等)、事業開始に当たり直接的に要する経費以外の経費(広告宣伝費、市場調査費、調査研究費、旅費等)及び公租公課は補助対象外とする。

- 2 補助基本額は補助対象経費から国、地方公共団体、公共的団体等からの補助金、助成金等(補助対象経費に関する部分に限る。)を減じた額とする。

(補助率及び補助限度額)

第5条 補助事業に対する補助金の額は、第7条に規定する審査委員会の審査点(以下「審査点」という。)が70点以上の事業にあつては補助基本額の3分の1以内、審査点が80点以上の場合にあつては2分の1以内とし、補助限度額は予算の範囲内とする。

- 2 審査点が第1位の者への補助金額が予算額を下回り、予算に残額が生じた場合、審査点が第2位の者に対してもその残額を補助限度額として補助を行うこととし、審査点が第3位以下の者も同様に、審査点上位の者への補助金を減じた後の残額を補助限度額として補助を行うこととする。
- 3 補助事業に対する補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(事業への応募)

第6条 本事業へ応募する者は、次項の申請に先立ち、次の各号のすべての書類を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、書類を確認し、応募内容が本要綱に適合しているかを事前に審査するものとする。

- (1) 応募申込書(様式第1号)
- (2) 事業内容説明書(様式第2号)
- (3) 経費明細表(様式第3号)
- (4) 資金計画書(様式第4号)
- (5) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(様式第5号)
- (6) 税情報確認承諾書(様式第6号)

- 2 本事業へ応募する者は、別に市長が定める日までに、前項の審査を受けた後の前項各号に掲げるすべての書類を市長に提出しなければならない。

- 3 本事業へ応募する者は、前項の書類に加え、次条第2項に規定するプレゼンテーションが行われる日の1週間前までに、プレゼンテーションで使用する書類等を市長に提出する

ものとする。

(事業の審査)

第7条 市長は、応募のあった補助対象事業を審査するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、前条第1項に規定する提出書類、同条第3項により申請者から提出されるプレゼンテーション資料及びプレゼンテーション内容をもとに審査を行い、審査結果を市長に報告する。

3 市長は、前項の報告を踏まえ補助対象事業を決定し、審査結果を応募者へ通知する。この場合において、市長は、原則として審査点が上位の者から補助額を決定し、予算の範囲内で補助対象事業を決定する。

4 審査委員会の審査基準は、別に定めるものとする。

(審査委員会の組織)

第8条 審査委員会は8名の委員をもって構成し、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 帯広市経済部長

(2) 市長が依頼する帯広市中心市街地活性化協議会委員

(3) その他市長が必要と認めた委員

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審査委員会に委員長を置き、帯広市経済部長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

6 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

7 委員会の会議は、5名以上の委員が出席しなければ開くことができない。

8 委員長は、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを出席させることができる。

9 委員会の庶務は、経済部商業労働室商業労働課において行う。

10 この要綱に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。この場合において、審査委員会に関し必要な事項は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(交付申請)

第9条 第7条により採択されこの要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者は、帯広市補助金等交付要綱(昭和59年告示第152号)に規定される必要な書類を市長に提出しなければならない。この場合において、補助金の交付を受けようとする者は、市長が特に認める軽微な変更を除き、応募時に提出した事業内容及び事業金額と同一の内容で申請しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、第13条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。ただし、市長は、補助事業の遂行上必要があると認めたときは、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、帯広市補助金等交付要綱に規定される必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請に基づき概算払をすることを決定したときは、補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(交付決定)

第11条 市長は、第9条の規定により補助金等交付申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その決定内容を、必要な条件を付して、補助金の交付を受けようとする者に対し、帯広市補助金等交付要綱に規定する様式により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助金等交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助事業を完了したときは、帯広市補助金等交付要綱に規定する必要な書類及び減価償却資産の耐用年数を確認できる書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により提出された補助金等実績報告書に基づき、事業内容を審

査し、交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業完了後の事業経過報告)

第14条 補助事業者は、補助事業を完了した後5年間において、帯広市中心市街地活性化協議会に対し、事業経過を報告しなければならない。

- 2 帯広市中心市街地活性化協議会は、補助事業者に対し、補助事業に関する必要な助言を行わなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の助言を受けた場合は、事業内容に反映させるよう努めるものとする。
- 4 補助事業者は、事業を廃止しようとする場合又は廃止した場合は、直近に開催される帯広市中心市街地活性化協議会に経緯等を報告しなければならない。ただし、帯広市中心市街地活性化協議会が特に認めた場合は、この限りでない。
- 5 補助事業者は、帯広市中心市街地活性化協議会委員に対し、事業内容に関する意見を求めることができる。この場合において、帯広市中心市街地活性化協議会委員は、補助事業者に対し、補助事業に関する必要な助言を行うものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- (2) 補助対象事業を完了しなかったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正行為によって補助決定及び補助金を受けたとき。
- (4) 暴力団等に該当することが判明したとき。
- (5) その他市長が補助することを不相当と認めたとき。

(財産処分の制限)

第16条 帯広市補助金等交付要綱第21条第2号に規定する市長が処分を制限する重要な動産及び同条第4号に規定する市長が処分を制限する機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の動産並びに機器及び器具とする。

- 2 帯広市補助金等交付要綱第21条ただし書に規定する処分を制限する期間は、減価償却資産を取得し、又は減価償却資産の効用を増加したときから、当該減価償却資産に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間とする。
- 3 補助事業者は、補助事業を遂行するために必要な処分制限財産の機能の維持、回復又は強化を図るため、第1項に定める処分制限財産を転用(財産の所有者の変更を伴わない目的外使用をいう。)する場合、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。この場合において、市長は、審査した結果を補助事業者へ通知するものとする。
- 4 市長は、前項の審査を行うに当たり、事業状況の報告を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。
- 5 市長は、補助事業者が処分制限財産を処分制限期間内において処分(第3項に規定する転用を除く転用、譲渡、交換、貸付け等をいう。)することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- 6 前項に規定する市への納付額は、本事業により交付を受けた補助金額を上限として、譲渡額、貸付額等と残存簿価相当額とを比較して高い額に、補助金交付額が補助対象経費に占める割合を乗じて得た額とする。

(帳簿の整備)

第17条 補助事業者は、対象事業の経理を明確にするために当該事業に係る収支を記載した帳簿を設け、かつ、その証拠となる書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等について必要な事項は、帯広市補助金等交付要綱に定めるところによる。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。